

平成24年度予算の編成について

日本経済は大きな試練の最中にある。

長期低迷を表していたはずの「失われた10年」は、いつしか20年となった。世界同時金融危機、東日本大震災と、百年・千年単位の事象が立て続けに起こった。欧州周縁国の政府債務問題、アメリカ経済の先行き懸念など世界経済全体で不確実性が高まっており、先行きも不透明である。

一方で、日本には明るい未来を生み出しうる要素も決して少なくない。対外純資産は251兆円超、GDPの52.5%にも達する世界最大の債権国である。世界で最も成長著しい東アジア地域に位置するという地理的アドバンテージもある。秩序ある行動や助け合いなど和を尊ぶ国民性も大きな強みに違いない。現に、サプライチェーンの復旧は震災直後の見通しよりはるかに早く達成しつつある。夏の電力不足も官民上げての創意工夫で何とか乗り切った。我が国が大変に困難な状況に直面していることは間違いないが、悲観論に陥る必要はない。

そこで、平成24年度予算では、「埼玉から日本を元気に」をテーマに編成する。国政が停滞する中、地方から一つの光明、一つのモデルを出すことで、日本全体を一点突破的に変えていくことを目指し、次の3点を基本的な考え方とする。

まず第1に、「日本再生・埼玉イニシアティブ」の着実な実行である。

震災前から我が国は、人口減少・超高齢社会の到来など、持続的な成長への制約となる大きな課題を抱えていた。その処方箋が示せないうちに、エネルギーや防災などの問題が加わった状態にある。従って仮に、復興需要が盛り上がり、景気が順調に持ち直したとしても、それだけでは持続的な成長とはならない。重要なのは、震災前の状況に戻すことではなく、新たな発展経路に乗せることである。

「日本再生・埼玉イニシアティブ」は本年度予算で一部先行的に取り組んだ「未来への投資」をより一歩進めたものである。そして、そこに謳われた「エコタウン」や「ウーマノミクス」などはいずれも、我が国の根源的な諸問題に県として果敢に取り組むことを志向している。現在、計画部門が中心となり、庁内外での議論を深めながら、事業内容をより高め、かつ、洗練させているところである。予算化にあたっては今後の熟度を見極めながら、重点投資していくこととする。

第2に、ゼロベースでの事業目的の設定を図ることである。

行政は安定性を重視するあまり、所期の目的が達成済みであったり、効果が薄れたりしているにも拘らず、従来の事務事業について死守しようとする傾向がある。

また、新たな課題に対しても、原因分析や事業の本来の目的を十分に突き詰めないまま、予算という手段の獲得に汲々としてしまう例も散見されている。本来予算は一つ的手段にしかすぎず、目的達成のための唯一の手段ではない。

そこで、全ての事務事業について、原点に立ち返り、目的の設定を図ったうえで、幅広に対応策の検討を行うこととする。

第3に、財政の健全性堅持である。

どんなに優れた構想を策定したとしても、その着実な実行を裏付ける財政の健全性が担保されなければ、それも単なる絵に過ぎない。

本県では、最小最強の県庁を目指し、徹底した行財政改革に邁進してきた。県庁舎の建替えも工夫を凝らし耐震補強で対応するなどコスト縮減に努めてきた。そうした不断の努力もあって、本県財政はこれまでのところ、臨時財政対策債などを除いた県債残高を着実に減らすなど、健全性を維持しており、地方債市場でも高い信任を得ている。「日本再生・埼玉イニシアティブ」を着実に実行するためにも、事務事業の徹底的な見直しを図り、財政の健全性堅持を目指すこととする。

以上、基本方針を定めたので、下記により予算要求を行うよう、財務規則第4条の規定に基づき、命により通知する。

記

I 総括的事項

1 経費の見積り

予算要求における各経費の見積りに当たっては、常に「最少の経費で最大の効果」を上げることが念頭に置き、決算乖離を徹底的に分析するとともに、既存事業の取組成果を十分に評価・検証し、真に必要な事業量を適正に見込むこと。

2 部局連携

複数の部局にまたがる政策課題については、担当する領域だけでなく、他部局が所管する分野にも積極的に意見・提案を行い、類似・重複事業をなくし真に必要な事業に転換できるよう、予め関係部局間で施策の協議・調整を十分に行い、部局連携による効果的な施策展開に努めること。

3 県民参加

「自立自尊の埼玉」をつくるため、これまで以上に県民誰もが地域社会に積極的に参画できるような県民参加型のムーブメントによる施策展開で成果を上げる仕組みを考へること。

4 官民協働

「埼玉県官民協働・民間開放の推進指針」を踏まえ、県がつなぎ役となりNPOや民間企業、大学など地域の多様な力を結集して、様々な課題を解決していくための取組をより一層推進すること。

また、民間活力の積極的な活用や民間の発想に基づく様々な手法を取り入れるなど、県業務の質的向上とコストの縮減を図ること。

5 現場主義の徹底

漫然と既存事業を継続するのではなく、実際に現場に出向き、県民の声に耳を傾け、その課題解決に向けて必要な場合には的確に予算に反映できるようスピード感のある県政運営を心掛けること。

6 財源確保

厳しい財政状況を踏まえ、受益者負担の原則に立ち返り、使用料・手数料や各種負担金等の特定財源の確保に努めるほか、県税納税率の向上や県有財産の利活用・売却、新たな歳入の確保など、自主財源の充実・確保に努めること。

7 国の予算編成等への対応

国政に不透明な要素が多いことから、今後の国の予算編成や地方財政対策の動向等に十分注意し、予算編成に的確に反映させること。

II 予算見積りの考え方

1 歳入関係

歳入予算の見積りに当たっては、財源を的確に把握し、さらなる収入確保に努めること。ただし、見積りに当たっては過大とならないよう十分留意すること。

(1) 県税

経済情勢の推移、税制改正の動向、地方財政計画等を十分に勘案し、的確な判断により見積もること。また、引き続き納税率の一層の向上に向けて取り組み、税収の確保に努めること。

(2) 国庫支出金

国の法律改正や制度改正、予算編成の動向を注視しながら、国との間で十分な事前協議を行うとともに、県の施策実施上、真に必要と認められるものに関しては、県負担に配慮の上、積極的な確保に努めること。

また、国等からの受託事業については、組織定数や人件費を含めた県業務への影響を踏まえ、その必要性を十分に検討し、重点化を図ること。

(3) 使用料及び手数料

別途、通知する「使用料・手数料の見直し」（平成23年10月18日付け財第332号企画財政部長通知）を踏まえ、受益者負担の原則に則り、適切かつ積極的な見直しを行い、その適正化を図ること。

また、国の法令、地方財政計画の改正、施設の改築等により改定すべきものについては、速やかに対応すること。

(4) 財産収入

財産の現況を的確に把握し、将来にわたって利用する予定のない県有財産については、財源の確保を図る観点から早期処分に努めること。

(5) 貸付金に係る元利収入等

貸付金の元利収入等の債権については、「債権管理の適正化のための取組方針」（平成20年9月25日付け財第302号財政課長通知）を踏まえ、適切な債権管理による収入の確保に努めること。

(6) 県債

適債事業については、後年度の財政負担を考慮しつつ適切な県債の充当を見込むこと。

(7) 国の経済対策により設置した基金の活用

国の経済対策により設置した基金については、活用期限も限られていることから積極的な活用に努めること。特に、平成24年度に活用期限を迎える基金については、原則として全額を予算計上するよう最大限の努力をすること。

また、新たな状況の変化により、用途の拡大や要件の緩和などが必要と判断されるものについては、国へ要望するなど、限られた期間で可能な限り有効に活用できるよう努めること。

(8) その他の歳入

その他の歳入については、過年度の実績等を踏まえた確に積算すること。

2 歳出関係

各部局の歳出予算の要求上限額（要求枠）は、重点政策枠を除き、別途指示する額とするので、厳守の上要求すること。

また、既存事業については、昨年度実施した「事務事業の総点検」で引き続き検討となった課題や主要見直しテーマに基づき部局自ら検討することとなっている課題を中心に解決に向けて積極的に取り組み、事業の新陳代謝を図った上で予算要求に反映させること。

(1) 重点政策枠

「日本再生・埼玉イニシアティブ」に掲げられた「エコタウンプロジェクト」や「ウーマノミクス」など、今後、本県経済を新たな発展経路に乗せ持続的成長を続けるため県に求められる政策については、新規事業に限り通常の要求枠とは別に所要額で要求できること。

ただし、事業の構築に当たっては、以下の点を厳守すること。

- (i) 既存制度への単なる上乘せや横だしではなく、「ニアイズベター」の実践や、国や他の自治体の先導モデルを目指し、本県の独自性や知恵を盛り込むようにすること。
- (ii) 対象となる事実を正確に把握する姿勢を持ち、問題点の的確な把握、最適な手法を選択し、課題の着実な解決につなげること。

(iii) 時限を区切る、対象者や地域をしぼるなど集中的に取り組むことにより、県民が改善を実感できるように工夫すること。

なお、重点政策枠に係る事業については、計画調整課と連携しながら審査することとしており、今後の庁内外での議論により見直し等があった場合には予算編成過程の中で反映させること。

(2) 経費区分

事業の経費区分は次のとおりとする。各事業は既に定めた経費区分を変更できないものとする。

《A経費：経常的経費や内部管理的経費》

- A－ 1 : 算出方法が法定された義務的事業
- A－ 2 : 全国一律の制度や協定等により負担が定められた事業
- A－ 3 : 全額特定財源の事業
- A－ 4 : 既設定の債務負担行為
- A－ 5 : 内部管理的な経費
- A－ 6 : 既存施設の維持運営費（平年度分）
- A－ 7 : 県の委託施設に関する事業（平年度分）
- A－ 8 : 国庫補助事業
- A－ 9 : 県単事業

《B経費：政策的議論を徹底する経費》

- B－ 1 : 新規事業（重点政策枠）
- B－ 2 : 指定継続事業
- B－ 3 : 一般継続事業
- B－ 4 : 施設の維持運営費（新規扱い分）
- B－ 5 : 一般継続事業（A経費からの移行事業）
- B－ 6 : 人件費
- B－ 7 : 公債費
- B－ 8 : 扶助費
- B－ 9 : 公共事業（国庫補助等）
- B－ 10 : 県単公共事業（県単独・地方特定）
- B－ 11 : 団体補助

(3) 経費区分ごとの要求上限額（配分額）の流用

経費区分ごとに示された要求上限額の区分間流用については、別紙（平成24年度予算編成に係る要求上限額の流用について）のとおりとする。

(4) 審査方法

いずれの事業についても、知事審査後に予算案として確定するものであること。

(5) 個別経費の見積もり

(i) 義務的経費

公債費、地方消費税清算金、県税還付金、県税に係る市町村交付金、法令等に基づく義務的経費は、現行制度（制度の改正が見込まれるものは改正後の制度）により、その要求額を算定すること。

(ii) 投資的経費

○公共事業

公共事業については、客観的評価基準に基づく評価を踏まえ、投資効果のより高い分野・箇所への集中投資を行い重点化を図るほか、限られた財源でより大きな事業量の確保が可能となるようコスト縮減に努めること。

また、事業効果の早期発現、実態に合わせた事業の進捗調整、事業効果の事後評価等を徹底すること。

○その他の投資的経費

県民生活に直結した緊急性の高いものや本県の発展に欠かすことのできない事業に限定し、当該事業の執行がより高い経済波及効果を生むよう手法の工夫を行うこと。

(iii) 外郭団体への支出

公益法人制度改革など、団体を取り巻く環境が変化する中で、その存在意義を検証し、在り方や事業について不断の見直しを行うとともに、一層の効率性の発揮に向けて経営改革を推進するよう、適切な指導監督を行うこと。

特に、団体に対する財政支出については、経営の効率化及び自立化を促進する観点から、補助及び委託の内容、方法など必要な見直しを行った上で、予算要求額を算定すること。

(iv) 公益的法人への派遣職員に係る人件費

「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を適正に運用するため、派遣職員に係る給与（給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当）については、原則として県から直接支給するものとして要求すること。

なお、派遣職員の見直しにあたっては、事前に人事課や改革推進課と調整すること。

(v) 補助金

各種補助金については、社会情勢の変化を踏まえ、次の考え方にに基づき、補助制度の在り方を個々の事業ごとに十分に精査・検証の上、積極的に見直しを行い、廃止ないしサンセツルール（終期設定）を適用すること。

特に、国庫補助事業に県単独で任意の上乗せを行っているものや零細補助金については、廃止を前提に見直すこと。

なお、新たな財政負担を伴う補助事業は創設しないこととし、既存事業のスクラップにより創設する場合であっても、同様の観点から必要性等を十分に吟味すること。

[補助金見直しの考え方]

- ・ 補助対象団体の自立性の促進
- ・ 補助成果の明確化
- ・ 採択基準や実績に応じた助成など成果が確実に高まる見直し
- ・ 負担能力に応じた補助対象の見直し
- ・ 各種団体への人件費補助等の見直し
- ・ 統合・廃止や補助実績による類似・零細補助金の見直し

(vi) 市町村支援

県から市町村への財政支援については、地方分権を推進するため、市町村との役割分担、市町村の自主性・自立性のさらなる向上、県の行政目的に寄与しているかどうかという原点に立ち返って、補助金の統合や重点化、補助率の適正化、市町村の特性に応じた制度改正等を見直しを積極的に図ること。

なお、見直しにあたっては、市町村に対して事業の状況や県の財政状況等について説明の上、十分に協議調整を行い、相互理解と共通認識に立った見直しとなるよう留意すること。

(vii) 制度融資

市町村・民間においても同様のサービスが提供されていないかなど、制度融資の必要性を十分に検討するとともに、利子補給率や預託金利等の各種条件についても直近の金利動向を踏まえ見直しを行うこと。

また、融資枠の設定に当たっては、過去の実績や後年度の財政負担を十分考慮し、適切に行うこと。

(viii) 情報システム

住民サービスの向上と業務改革の視点から、費用対効果を検証し、効率的なシステム運用を行うこと。また、その経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、新たなシステムの構築については、業務改善の視点に立ち、対象業務を精査した上で、後年度の負担を含めた費用対効果を明らかにすること。

なお、情報企画課による「平成23年度情報システム評価」の結果を十分踏まえ、要求すること。

(ix) イベント・広報物

各部局では、改革推進課と財政課で示した「イベント・広報物の見直しの基準及び方向性について」（平成23年9月5日付け改革第124号通知の別添）に基づき、見直しを行ったところであるが、予算要求にあたっては、費用対効果の観点からさらなる見直しを行うこと。

(x) その他

原則として、国の経済対策により設置した基金事業の終了に伴う県費単独事業への振替は認めないので、留意すること。

3 継続費、債務負担行為

新規に設定しようとする場合は、後年度において過度の財政負担を招かないよう、中長期的な視点に立って事業規模、年割額等について十分に検討すること。

4 特別会計

各特別会計においては、中長期的な事業計画を踏まえ、一般会計と同一歩調で改革を進めること。

特に、社会情勢や財政規模など設置当時の前提となった条件が大きく変化している特別会計については、廃止を含めて必要性を検討すること。

5 公営企業会計

公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者にあつては、所管事業の経営状況及び今後の見通しを的確に把握し、事業収入の確保や中長期的な収支見通しに基づく経営改善、合理化の推進等に努め、知事部局と同一の基調に立って、予算原案を作成されたい。

Ⅲ 予算見積調書の提出期限

- 重点政策枠に係る事業 平成23年10月31日（月）
- その他の事業 平成23年11月 4日（金）

なお、予算見積調書の作成に当たっては、予算編成システムを使用することとなっているので、留意すること。

Ⅳ その他

- 重点政策枠に係る要求など本通知に関し疑義があるときは、事前に財政課と調整すること。
- 取扱いの細部については、別途通知する「平成24年度予算編成事務の取扱いについて」（平成23年10月18日付け財第331号財政課長通知）による。